

例 言

- 1 この調査は、各都道府県農業協同組合主管課を通じて、調査票を配布、回収し、農林水産省において集計・取りまとめを行ったものである。
なお、平成30年3月31日現在の専門農協は1,537組合であるが、集計組合数は、事業停止等により調査票の回収ができなかった組合があるため567組合となった。
- 2 この調査の対象となった事業年度は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了した事業年度（12か月）であり、時点に関するものは、事業年度末現在である。
- 3 組合の業種区分は、次の基準によった。

一般農協……信用事業を行わない一般農協（以下「一般農協」という。）
組合の行う事業が特定の農業部門を対象としておらず、また、1事業に限定されていない組合
畜 産……養豚、養兎、牛馬、縫羊、養蜂等の畜産に関する指導、販売、購買、加工、施設の共同利用等の事業の一部又は全部を主たる業務とする組合
酪 農……乳牛に関する飼育指導、原乳の集乳、処理、加工及び販売、酪農に関する購買等の事業の一部又は全部を主たる業務とする組合
養 鶏……鶏に関する飼育指導、鶏卵の販売、ふ卵育成、養鶏に関する購買等の事業の一部又は全部を主たる業務とする組合
牧野管理……牧野の管理を主たる事業とする組合
園芸特産……野菜、果樹、花き等の園芸作物及びその種苗並びにい草、麻、茶等一般に工芸作物といわれる作物を対象とし、これに関する事業の一部又は全部を主たる業務とする組合
農村工業……主として組合員の労働力を使用し、農産物若しくは農村必需物資の加工場又は農村資源を活用する工場の経営を主たる業務とする組合
農事放送……農事放送を主たる業務とする組合
その他……前記各区分に属さない組合
なお、畜産、酪農、養鶏、牧野管理の組合については、組合の行う事業の実態に応じて分類することを原則とするが、これが不可能の場合は、組合の名称によって分類した。
- 4 本事業年度の集計組合は、前回（27事業年度）の集計組合と必ずしも同一ではない。
- 5 この統計表に用いた略号は次のとおりである。
「－」：事実不詳又は該当がないもの
「▲」：負数であるもの
「X」：団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの